

審査請求書

2019年 01月 01日

審査庁 大阪府介護保険審査会会長 様

審査請求人 (又は代理人)

氏名 竹谷良二

印

次のとおり審査請求します。

1 審査請求人の住所、氏名及び年齢

住所 大阪府枚方市大垣内町 123456789 番地

ふりがな とうじしゃ

氏名 当 事 者 年 齢 300 歳

(電話番号 なし)

審査請求代理人

住所 大阪府枚方市宮之阪 1丁目 16番 4号

ふりがな たけたにりょうじ

氏名 竹谷良二

(電話番号 070-5653-6124)

2 原処分の名あて人たる被保険者の住所、氏名、生年月日及び被保険者証の番号

住 所 大阪府枚方市大垣内町 123456789 番地

氏 名 当 事 者

生年月日 昭和 XX年 XX月 XX日

被保険者証の番号 0123456789

3 審査請求に関する処分 (原処分)

枚方市の平成 30年 12月 27日付けの

当事者に対する要介護認定に係る要支援 1の処分

4 審査請求に係る処分 (原処分) があったことを知った年月日

2018年 12月 27日

5 審査請求の趣旨

精神単科病院へ社会的入院状態にある、審査請求人の人権侵害を除去する為。

また、審査請求人は夫との2人暮らしで子供など頼れる縁者は居ない。

更に、審査請求人の夫は要介護 2と身体障害 1級であり、二人暮らしを実行することは極めて困難な状態である。

以上の内容から、審査請求人を特別養護老人ホーム等へ転所させるため。

6 審査請求の理由

審査請求人は自傷他傷行為や暴言を含む暴力性は見られない。

しかし、認知症を発症しており、1級精神障害者手帳を所持しているとおり、理解・判断能力の低下、動作緩慢、感情低下、見当識に著しい難を抱えており、計画性を持ってない実行機能障害、認知と感情起伏に難がある事は明白である。

また、徘徊の可能性は大であり、これらの内容から常時見守りが必要と思われる。

更に、前回の要介護度は要介護 2であり、快方に向かっていない、向かう期待の持てない人に対して、要支援1は全く信じがたい。

現在の当事者は看護治療の必要性は全く無く、必要なのは介護である。

要支援 1である理由の説明を求めると同時に、再審査を強く要求する。

7 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分の決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府介護保険審査会に対して審査請求をすることが可能です。」との教示があった。

8 その他

(1) 添付書類

精神障害手帳の写し—(個人情報観点から添付中止)

介護保健被保険者証の写し

認定等結果通知書の原本

委任状

(2) 要望

審査会の責任者名を添えて回答すること